

霧島市国民健康保険基金条例の制定について

霧島市国民健康保険基金条例をここに公布する。

平成30年2月13日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市国民健康保険基金条例

(設置)

第1条 国民健康保険財政の健全な運営に資するため、霧島市国民健康保険基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、霧島市国民健康保険特別会計予算（以下「予算」という。）に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、国民健康保険事業に必要な財源が不足する場合において、当該不足額を補うための財源に充てるときに限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(霧島市国民健康保険条例の一部改正)
- 2 霧島市国民健康保険条例（平成17年霧島市条例第164号）の一部を次のように改正する。
第10条中「保険給付準備の」を「国民健康保険財政の健全な運営に資する」に改める。

(提案理由)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）により、都道府県が国保財政の歳入及び歳出を管理することに伴い、各年度間における財源調整を行うための基金を創設するため、本条例を制定しようとするものである。